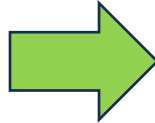




事業本部化のねらいとは？①

千葉事業本部
 京葉総武事業本部
 房総事業本部



関係省庁から
“事業場”としては
認定されず!!

千葉地本内で「**事業場**」として認可されたのは、
 以下の10か所の「**事業場区分**」です

千葉事業本部	旧箇所名	房総事業本部	旧箇所名
事業場区分		事業場区分	
1	千葉統括センター	1	木更津統括センター
2	成田統括センター	2	茂原統括センター
3	千葉機械設備技術センター	京葉総武事業本部	旧箇所名
	千葉建築設備技術センター	事業場区分	
	千葉信号通信設備技術センター	1	京葉車両センター
	千葉電力設備技術センター	2	新浦安営業統括センター
	千葉土木設備技術センター	3	津田沼統括センター※稲毛駅含
	千葉保線設備技術センター	4	船橋統括センター
	千葉支社	5	幕張車両センター

会社は認可される前に
 社員説明をしたってこと？
 本来は、認可されたものを
 説明するんじゃないの？
 コンプライアンス的にも
 不安を感じるな。



なぜ1事業本部が「1事業場」として認可されなかったのか？
 ↓↓↓ 労基署の見解を踏まえると↓↓↓

～場所的概念～※地本情報NO.81～82参照※

- ・1事業本部の範囲が広く、人数規模も多い
- ・各事業場や異なる職種の事業場が混在しており、安全衛生委員会で職場(の諸問題)に特化した議論が出来ないこと

労基法上において“1事業本部”は

【1事業場】として認可されていない！

JR東労組は「1事業本部1事業場」に反対してきました！

②へつづく。次回は「労使協創協議制」についてです。